

## 都市計画基本方針検討小委員会運営要領

### (名称)

第1条 本委員会は、「都市計画基本方針検討小委員会」（以下、「小委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 小委員会は、県土全体として総合的、一体的観点から概ね共通する都市づくりの方向を示し、都市計画区域マスタープランの策定に際して拠って立つべき基本的考え方を整理するために三重県が策定する都市計画基本方針について、三重県都市計画審議会の予備審議機関として、その内容を調査審議することを目的とする。

### (構成)

第3条 小委員会は、三重県都市計画審議会運営要綱第5条第2項に基づき、三重県都市計画審議会会長が指名した委員をもって構成する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、三重県都市計画審議会会長が兼任する。

3 委員長は、小委員会を代表するとともに、その運営を統括する。

4 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (招集)

第5条 小委員会は、委員長が招集する。

### (運営)

第6条 小委員会の運営は、三重県都市計画審議会運営要綱に準じて行うものとする。

2 前項の規定によりがたい事項については、小委員会において協議し、決定する。

### 附 則

この要領は、令和7年10月30日から施行する。